

会計手法からみた知的財産法上の損害賠償額を算定した判例研究(その3)

会員 須田 孝一郎*

当シリーズの(1)は平成12(2000)年12月号に、(2)は平成13(2001)年1月号に、平成10(1998)年10月7日から平成12年4月27日までに発表された参考判決を選択してそれぞれ4件、合計8件を発表しました。今回の(その3)は、それ以後の判決から平成13年3月1日までに発表された損害額の推定利益計算について、判決3件を選択して引続き、利益要件事実について、検討を試みました。

なお、前回と同様に私が作成した損益対比計算書および単位当り利益計算書は、判決を参考にして製品別管理会計技法によって表示するため、算定プロセスの計数は、推計して記入していることをお断りする。

| | |
|-----------------------|------------------------|
| 目次 | 1. 要約侵害者利益損益対比計算書 |
| ・自動弾丸供給機構付玩具銃特許権侵害事件 | 2. 単位当り侵害者利益計算書(裁判所認定) |
| 1. 原告主張の侵害者利益損益計算書 | 3. 争いのない利益要件事実 |
| (1) 人的実体による単一会計主体 | 4. 争いのある利益要件事実 |
| (2) 製品別による単一要約損益計算書 | (1) 逸失利益不存在の被告主張 |
| 2. 被告主張の侵害者利益損益計算書 | (2) 推定費用比率法の原告主張 |
| (1) 分割会社の独立会計主体 | (3) 推定利益比率法 |
| (2) 分割会社損益計算書 | 5. 原告Xの証明方法 |
| 3. 裁判所認定の侵害者利益損益計算書 | 6. 裁判所の利益額推計法 |
| (1) セグメント別事業関連会計主体 | 7. 検 討 |
| (2) 利益要件の具体的事実認定 | (1) 販売管理費率の推定 |
| (3) 計算鑑定人の採用 | (2) 商品(二)利益額の推計 |
| (4) 限界利益と変動費の固定費区分 | ・毛皮製造、販売商標権侵害事件 |
| 4. 検 討 | 1. 要約逸失利益損益対比計算書 |
| (1) 計算鑑定人の貢献利益説 | 2. 単位当り逸失利益計算書(裁判所認定) |
| (2) 限界利益説からみた私見 | 3. 争いのある輸入行為事実 |
| (3) 限界利益・貢献利益対比表示法 | 4. 検 討 |
| (4) 直接証拠資料と間接証拠資料 | (1) 損益額推定の利益 |
| ・小型ショルダーバッグ不正競争防止訴訟事件 | (2) 被告の不利益判断の反証証明責任 |

・自動弾丸供給機構付玩具銃特許権侵害事件 東京地判平9(ワ)5741号、平13年8月2日(控訴)

1. 原告主張の侵害者利益損益計算書(特許法第102条2項)

(1) 人的実体による単一会計主体

被告Y(製造業会社)と被告Y(販売業会社)は、法的実体からみると独立・分離しているが、企業資本は同一個人から投資され両者の代表者は同一人で構成されている。このように、原告は、経済的人の実体を考慮して企業実体を一会計単位として、被告らの利益額を損害額として以下のとおり算出している。

(2) 製品別による単一要約損益計算書

| 期 間 | 製 品 1 | | | 製 品 2 | | |
|-------|------------------|--------------------|-----------|------------------|--------------------|-----------|
| | (H8.4.9~H9.1.31) | (H9.2.1~H11.12.31) | 合 計 | (H8.4.9~H9.1.31) | (H9.2.1~H11.12.31) | 合 計 |
| 販売数量 | 8,570個 | 48,000個 | 56,570個 | 5,770個 | 24,000個 | 29,770個 |
| 販売単価 | 8,751円 | 9,089円 | | 6,395円 | 7,175円 | |
| 売上高 × | 7,500万円 | 4億3,630万円 | 5億1,130万円 | 3,690万円 | 1億7,220万円 | 2億910万円 |
| 利 益 率 | 30% | 30% | | 30% | 30% | |
| 利 益 × | 2,250万円 | 1億3,089万円 | 1億5,339万円 | 1,107万円 | 5,166万円 | 6,273万円 |
| | | | | | 合計利益額 | 2億1,612万円 |

*税理士

2. 被告主張の侵害者利益損益計算書

(1) 分割会社の独立会計主体

被告は、製造業である Y 法人与販売業である Y 法入を非人的分割関連業体として独立区分のうえ利益額を算出している。

(2) 分割会社会計損益計算書

イ Y (製造業) 要約損益計算書

| 期 間 | 製 品 1 | | | 製 品 2 | | |
|-------|------------------|--------------------|--------------|------------------|--------------------|--------------|
| | (H8.4.9~H9.1.31) | (H9.2.1~H11.12.31) | 合 計 | (H8.4.9~H9.1.31) | (H9.2.1~H11.12.31) | 合 計 |
| 販売数量 | 2,400個 | 9,400個 | 11,800個 | 3,000個 | 6,432個 | 9,432個 |
| 販売単価 | 6,610円 | 6,716円 | | 5,233円 | 3,962円 | |
| 売上高 × | 1,586万4,000円 | 6,313万6,200円 | 7,900万0,200円 | 1,570万1,560円 | 2,548万5,300円 | 4,118万6,860円 |
| 利 益 率 | 2.4% | 2.4% | | 2.4% | 2.4% | |
| 利 益 × | 38万0,736円 | 151万5,268円 | 189万6,004円 | 37万6,837円 | 61万1,647円 | 98万8,484円 |
| | | | 利益小計 | 75万7,573円 | 212万6,915円 | 288万4,488円 |

ロ Y (販売業) 要約損益計算書

| 期 間 | 製 品 1 | | | 製 品 2 | | |
|-------|------------------|--------------------|-------------|------------------|--------------------|--------------|
| | (H8.4.9~H9.1.31) | (H9.2.1~H11.12.31) | 合 計 | (H8.4.9~H9.1.31) | (H9.2.1~H11.12.31) | 合 計 |
| 販売数量 | 2,313個 | 9,292個 | 11,605個 | 3,401個 | 7,123個 | 10,524個 |
| 販売単価 | 7,045円 | 7,210円 | | 5,621円 | 4,513円 | |
| 売上高 × | 1,629万6,198円 | 6,700万3,800円 | 8,329万9998円 | 1,911万8,215円 | 3,215万0875円 | 5,126万9,090円 |
| 利 益 率 | 2.4% | 2.4% | | 2.4% | 2.4% | |
| 利 益 × | 39万1,108円 | 160万8,091円 | 199万9,199円 | 45万8,837円 | 77万1,621円 | 123万0,458円 |
| | | | 利益小計 | 84万9,945円 | 237万9,712円 | 322万9,657円 |
| | | | | Y , Y 連結利益額 | | 611万4,145円 |

3. 裁判所認定の侵害者利益損益計算書

(1) セグメント別事業関連会計主体

裁判所は、本件について改正特許法(第105条の2)を適用して、計算鑑定人を選任し、その鑑定報告書に基づき、製造部門と営業部門を分離した事業別、製品別、セグメント別の鑑定利益額にしたがって本件の損害賠償額を認定した。

Y (製造業) 侵害者利益損益計算書

| 期 間 | 製 品 1 | | | | 製 品 2 | | | |
|-------|------------------|--------------------|--------------|------|------------------|--------------------|--------------|------|
| | (H8.4.9~H9.1.31) | (H9.2.1~H11.12.31) | 合 計 | 比率 | (H8.4.9~H9.1.31) | (H9.2.1~H11.12.31) | 合 計 | 比率 |
| 販売数量 | 2,400個 | 9,400個 | 11,800個 | | 3,000個 | 6,432個 | 9,432個 | |
| 販売単価 | 6,610円 | 6,716円 | | | 5,233円 | 3,962円 | | |
| 売上高 × | 1,586万4,000円 | 6,313万6,200円 | 7,900万0200円 | 100% | 1,570万1,560円 | 2,548万5,300円 | 4,118万6,860円 | 100% |
| 変 動 費 | 831万2,178円 | 3,206万3,899円 | 4,037万6,077円 | 51% | 994万9,127円 | 1,417万9,547円 | 2,412万8,674円 | 59% |
| 直接固定費 | 286万8,498円 | 2,106万4,942円 | 2,393万3,440円 | 30% | 139万9,513円 | 911万0617円 | 1,051万0130円 | 25% |
| 貢献利益 | 468万3,324円 | 1,000万7,359円 | 1,469万0683円 | 19% | 435万2,920円 | 219万5,136円 | 654万8,056円 | 16% |
| | | | 利益小計 | | 903万6,244円 | 1,220万2,495円 | 2,123万8,739円 | |

Y (販売業) 侵害者利益損益計算書

| 期 間 | 製 品 1 | | | | 製 品 2 | | | |
|-------|------------------|--------------------|--------------|------|------------------|--------------------|--------------|------|
| | (H8.4.9~H9.1.31) | (H9.2.1~H11.12.31) | 合 計 | 比率 | (H8.4.9~H9.1.31) | (H9.2.1~H11.12.31) | 合 計 | 比率 |
| 販売数量 | 2,313個 | 9,292個 | 11,605個 | | 3,401個 | 7,123個 | 10,524個 | |
| 販売単価 | 7,045円 | 7,210円 | | | 5,621円 | 4,513円 | | |
| 売上高 × | 1,629万6,198円 | 6,700万3,800円 | 8,329万9,998円 | 100% | 1,911万8,215円 | 3,215万0875円 | 5,126万9,090円 | 100% |
| 変 動 費 | 1,586万4,000円 | 6,313万6,200円 | 7,900万0200円 | 95% | 1,790万0680円 | 2,986万0020円 | 4,776万0700円 | 93% |
| 直接固定費 | 58万4,583円 | 137万8,711円 | 196万3,294円 | 2% | 63万4,731円 | 82万2,806円 | 145万7,537円 | 3% |
| 貢献利益 | 15万2,385円 | 248万8,889円 | 233万6,504円 | 3% | 58万2,804円 | 146万8,049円 | 205万0853円 | 4% |
| 利益小計 | | | | | 43万0419円 | 395万6,938円 | 438万7,357円 | |
| | | | | | Y ,Y 連結利益額 | | 2,562万6,096円 | |

(2) 利益要件の具体的事実認定

販売数量

イ 原告

利益要件の主要事実である販売数量は、製品別単一要約計算書に示すように製品1の全期間合計56,570個(8,570個+48,000個)となる。つぎに、製品2の全二期合計29,770個(5,770個+24,000個)であり、製品1と製品2の総販売数量は86,340個である。

ロ 被告

被告が主張・立証した販売数量は、Y販売業者の要約損益計算書に示すように、製品1の全二期間合計11,605個(2,313個+9,292個)となる。つぎに、製品2の全二期合計10,524個(3,401個+7,123個)であり、製品1と製品2の総販売数量は22,129個である。これを対比すると被告の販売数量(22,129個)は、原告の販売数量(86,360個)の約4分の1という主要事実の主張に著しい差異がある。

利益率

イ 原告

原告の見解は、特許法の利益は、財務会計上の「純利益」とは同一概念ではなく、販売及び管理費に含まれている固定経費は除外して、当該製品に直接対応する「限界利益説」によるものであると主張されている。そして、材料部品の仕入及び販売の資料などの間接事実から推測して限界原価を70%と測定して限界利益率「30%」として利益額を算定した。

ロ 被告

被告の陳述書によると販売単価から製造単価を控除した荒利益に販売数を乗じて限界利益を算出し、直接固定費および間接固定費などの実施許諾料、金型費、開発費を差引いて利益額を試算し、利益率「2.4%」の根拠としている。

(3) 計算鑑定人の採用

裁判所は両当事者に各製品の販売数、売上高、利益率の主張・立証にかなりの相違があるため、改正特許法第105条の2を適用して、損害額の認定を迅速かつ適正に行うため、原告の申立により、職業会計人による計算鑑定人を選任した。裁判所は、計算鑑定人が3ヵ月にわたる期間、6回にかけ被告会社に聞き取りと会計帳簿・伝票の提示を受けて調査して作成した鑑定報告書に基づき、被告各製品の販売数、売上高を上述のセグメント損益計算書に示すように認定した。

(4) 限界利益と変動費の固定費区分

裁判所は、限界利益の計算にあたって、売上高から控除できる費用は、売上額から販売に直接要する費用である変動費だけではなく、固定費の中でも対象となる製品に直接関連する経費(直接固定費)も含むとい

う見解を示したうえ、その費用には鑑定報告書の「直接固定費」が該当すると述べた。

4. 検 討

(1) 計算鑑定人の貢献利益説

計算鑑定人は、侵害者利益の算定にあたって、貢献利益とは、財務会計に用いられている利益概念ではなく、管理会計上の用語で、限界利益から固定費の中でも対象となっている製品に直接関連する経費を控除して算出した「管理可能利益」とであると定義している。その上でY 製造業には、金型の減価償却費、販売促進費、荷造運賃、消耗品費、消耗工具費は売上高に対する割合で算出し、直接固定費として、限界利益から控除して貢献利益を求めたものである。

(2) 限界利益説からみた私見

会計学者の諸見によると、直接原価計算では限界利益と貢献利益は同義語とみる同一説と、かたや貢献利益は投資額による業績評価により引用されているもので、限界利益とは一致しないとする区別説とが講学上対立している。会計理論からみると区別説が有力であるが、現実的には限界利益と貢献利益は同義語として使用されているとのことである。

(3) 限界利益・貢献利益対比表示法

参考に限界利益法と貢献利益法の表示手法において、営業利益は同一額で算定されるという条件で対比損益計算書を仮設例で示す。

(イ) 同一説

| 限界利益表示法 | | 貢献利益表示法 | |
|---------|-----|---------|-----|
| 売上高 | 100 | 売上高 | 100 |
| 変動費 | | 変動費 | |
| 変動製造原価 | 40 | 直接製造原価 | 40 |
| 変動販管費 | 30 | 直接販売費 | 30 |
| 販売管理費 | | | |
| 限界利益 | 30 | 貢献利益 | 30 |
| 固定費 | | 共通固定費 | |
| 固定製造原価 | 10 | 製造原価 | 10 |
| 固定販売管理費 | 10 | 販売管理費 | 10 |
| 営業利益 | 10 | 営業利益 | 10 |

(ロ) 区別説

| 限界利益損益計算書 | | 貢献利益損益計算書 | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| 売上高 | 100 | 売上高 | 100 |
| 変動費 | | 変動費 | |
| 変動製造原価 | 40 | 直接製造原価 | 40 |
| 変動販売管理費 | 30 | 直接販売管理費 | 30 |
| 限界利益 | 30 | 限界利益 | 30 |
| 固定費 | | 直接固定費 | 5 |
| 製造原価 | 10 | 限界利益貢献利益 | 25 |
| 販売管理費 | 10 | 共通固定費 | |
| 営業利益 | 10 | 製造原価 | 5 |
| | | 販売管理費 | 10 |
| | | 営業利益 | 10 |

(注) 限界利益(30)から製品別直接固定費(5)を控除するから、貢献利益は、限界利益から減額されて表示され「25」となる。

以上のように限界利益表示法では、貢献利益30は、限界利益表示法の限界利益30とは、同額で一致し、いわゆる同一説が当てはまる。

(4) 直接証拠資料と間接証拠資料

管理会計上の区別説は、当該企業の業績を評価するための損益法であり、本件事件の職業会計人である計算鑑定人は、70日間の鑑定期間と数回の聴取によりP/L法のみならずB/S法の両面から直接証拠資料を基に、「貢献利益」の実額を把握した。「貢献利益」は、直接固定費である特定製品に使用される建物・機械等の減価償却費を「限界利益」から控除して求める。

これにより、損害論は、P/L法に基づく間接証拠資料より推計された利益要件事実を確実に把握して、円滑かつ迅速な審理が可能となると思う。

・小型ショルダーバッグ不正競争防止訴訟事件

東京地判平 11(ワ)22096 号, 平 13 年 1 月 30 日 (控訴)

1. 要約侵害者利益損益対比計算書 (不競法第 5 条第 1 項)

| 区分 項目 | 原告主張額 | 比率 | 被告 主張額 | 比率 | 裁判所認定額 | 比率 |
|-------------------|--|-------------------|----------------|------------|--|-------------------|
| 期間 | Y 平成11年3月~平成12年1月 Y 平成11年4月~ | | | | Y 平成11年3月~平成12年1月 Y 平成11年3月~平成12年3月 | |
| 販売数量 | Y (製造販売業) 商品(一) 10,000個 " (二) 1,000個 Y (卸売業) 商品(二) 1,000個 | | 8,178個 668個 | | Y (製造販売業) 商品(一) 8,178個 Y (卸売業) 商品(二) 668個 | |
| 販売単価 | Y (") 商品(一) 880円 " (二) 1,833円 Y (") 商品(二) 2,223円 | | 880円 1,838円 | | Y (") 商品(一) 880円 Y (") 商品(二) 1,833円 | |
| 売上高 x | Y (") 商品(一) 880万0,000円 " (二) 183万3,000円 Y (") 商品(二) 222万3,000円 | 100% 100% | | | Y (") 商品(一) 719万6,640円 Y (") 商品(二) 122万4,444円 | 100% 100% |
| 原価数量 | Y (") 商品(一) 10,000個 " (二) 1,000個 Y (") 商品(二) 1,000個 | | | | Y (") 商品(一) 8,178個 Y (") 商品(二) 668個 | |
| 単位当り 原価 | Y (") 商品(一) 450円 " (二) 550円 Y (") 商品(二) 1,833円 | | 450円 550円 | | Y (") 商品(一) 450円 Y (") 商品(二) 550円 | |
| 製造原価 仕入原価 x | Y (") 商品(一) 450万0,000円 " (二) 55万0,000円 Y (") 商品(二) 183万3,000円 | 51% 30% 82% | | | Y (") 商品(一) 368万0,100円 Y (") 商品(二) 36万7,400円 | 51% 30% |
| 売上 総利益 | Y (") 商品(一) 430万0,000円 " (二) 128万3,000円 Y (") 商品(二) 39万0000円 | 49% 70% 18% | | | Y (") 商品(一) 351万6,540円 Y (") 商品(二) 85万7,044円 | 49% 70% |
| 販売管理 費 | Y (") 商品(一) 88万0000円 " (二) 18万3,300円 Y (") 商品(二) 11万1,150円 | 10% 10% 5% | | | Y (") x10%商品(一) 71万9,664円 Y (") x15%商品(二) 18万3,667円 | 10% 15% |
| 利益 | Y (") 商品(一) 342万0000円 " (二) 110万0000円 Y (") 商品(二) 27万9,000円 | 39% 60% 13% | 逸失利益 不存在 | | Y (") 商品(一) 279万6,876円 (注) " (二) 33万6,689円 Y (") 商品(二) 33万6,688円 | 39% 27% 27% |
| 小計Y | Y 452万0000円 | | | | Y 313万3,565円 | 44% |
| " Y | Y 27万9,000円 | | | | Y 33万6,688円 | 27% |
| 総合計 | 479万9,000円 | | | 347万0,253円 | | |

(注) 商品(二) Y , Y の配賦利益計算書

| | | | | | |
|----------------|------------|-----------------|------------|----------|--------------|
| 1 売上高* | 122万4,444円 | 100% | * 販売数量 | 販売単価 | 売上高 |
| 2 売上原価** | 36万7,400円 | 30% | 668個 | x 1,833円 | = 122万4,444円 |
| 3 売上総利益 | 85万7,044円 | 70% | ** 仕入数量 | 単位原価 | 売上原価 |
| 4 販売管理費*** | 18万3,667円 | 15% | 668個 | x 550円 | = 36万7,400円 |
| 5 利益(1円未満四捨五入) | 67万3,377円 | 55% | *** 売上高 | 販管比率 | 販売管理費 |
| 6 Y , Y の利益割合 | 67万3,377円 | x 1/2 = 33,689円 | 122万4,444円 | x 15% | = 18万3,667円 |

2. 単位当り侵害者利益計算書（裁判所認定）

| | | (Y)製造業 | | (Y)卸売業 | |
|---|---------|------------|------|-----------|------|
| | | 商品(一) | 構成比 | 商品(二) | 構成比 |
| 1 | 販売単価 | 880円 | 100% | 1,833円 | 100% |
| 2 | 製造単価 | 450円 | 51% | 550円 | 30% |
| 3 | 販売管理費単価 | 88円 | 10% | 275円 | 15% |
| 4 | 単位当り利益 | 342円 | 39% | 1,008円 | 55% |
| 5 | 販売数量 | 8,178個 | | 668個 | |
| 6 | 利益額 | 279万6,876円 | | 67万3,344円 | |

3. 争いのない利益要件事実

原告と被告Y, Yにおいて、争いのない利益要件事実、原告が主張するY商品(一)の販売単価880円および単位当り原価450円であり、いずれも認容している。

4. 争いのある利益要件事実

(1) 逸失利益不存在の被告主張

争いのある主要事実としては、原告が主張した売上高、売上原価、販売管理費については、被告はすべて否認している。被告の主張によれば、原告商品は、不正競争行為として販売が許されない商品であって、逸失利益が発生する余地がないから原告が主張する不正競争法第5条第1項を適用する基礎を欠くことになり、同条項の推定に基づく損害金の請求は、失当であるとして原告の主張と争っている。

(2) 推定費用比率法の原告主張

売上原価について、原告はYについては製造部門の商品(一)と販売部門の商品(二)に分け、推定売上原価率はYの製造原価率51%、販売原価率30%と主張立証している。

販売業のYについては、商品(二)の売上原価率82%と主張立証している。

つぎに、販売管理費については、経費推定法を採用してY製造販売業に対しては、売上高の推定販売管理費率10%と推定し、Yの販売業者に対しては、原告は売上高の推定販売管理費率5%と推定した。

(3) 推定利益比率法

原告は、上述の推定売上高から推定原価、推定販売管理費を算出してつぎのように、利益額を主張した。

原告は、Y製造販売業に対して、利益額は商品(一)342万円(39%)と商品(二)110万円(60%)計452万円と推計し主張した。Y卸売業者に対して利益額は、商品(二)27万9千円(13%)を推計し主張した。

5. 原告Xの証明方法

Yは、販売管理費比率24.24%を証明するため、担当責任者による陳述書およびYの経営成績を示す平成10年5月1日から平成11年4月30日までの全体損益計算書から全製品売上高(18億8,238万8,864円)と販売管理費19億1,090万7,643円から立証し、その他の科目は黒インク消去した反証資料を提示した。その他、本件商品に関する色別月次販売数量一覧表および得意先元帳から実額を示した抽出したリストが提出されている。

6. 裁判所の利益額推計法

裁判所は原告主張の利益額認定につき、まず、YおよびYが自認した販売数量(商品(一)8,178個、商品(二)668個)および販売単価(商品(一)880円、商品(二)1,833円)をもって、それぞれYの売上高719万6,640円とYの売上高122万4,444円を認定した。

つぎに、製造単価(450円)および仕入単価(550円)をもってYの商品(一)の製造原価368万0100円とY

の商品(二) 36万7,400円と認定した。さらに、売上総利益は、Yの商品(一) 351万6,540円とし、Yの商品(二) 85万7,044円と算定した。

販売管理費は、Yの商品(一)は、売上高の10%と推計し、利益額279万6,876円および商品(二)は、Yの同額の33万6,689円を利益額と推定した。

Yは、商品(二)のY「販売管理費15%推計し」と同額の33万6,688円を利益額と推定した。

7. 検討

(1) 販売管理費率の推定

原告が主張したYの商品(一)の販売管理費割合は、売上高の「10%」と推計したことを、裁判所は同率に認容した。

しかし、Yの商品(二)の販売管理費比率については、原告が「5%」(11万1,150円)と主張したことに対して裁判所は、3倍の「15%」(18万3,667円)が相当であるとした。

私見であるが、年商約78億円の被告が証拠として提出した損益計算書による販売管理費比率は、全商品平均24.24%となっているのに対し、裁判所は、本件商品が3ヵ月間の短期販売期間で多量販売されたところから24.24%の正当性は認めることができないとしている。

ところで、本件商品(一)の販売管理費比率は、「10%」が一応の合理性があるとの事実上の推定が裁判所により判断されたことは先に述べたとおりであるが、Yの商品(二)については、本件商品は小型ショルダーバッグで販売単価1,833円であり、その商品の小規模卸売業Yの販売数量は668個という少量低額な事業規模から推定して経費中に占める販売管理費割合は高くない「15%」に推認されたものと解する。

(2) 商品(二)利益額の推計

原告は、商品(二)の利益額を立証するにあたって、直接、資料で把握することが困難なため、間接的資料であるYの損益計算書の比率からYの商品(二)は「60%」とし、Yの商品(二)は「13%」の利益率に基づき利益額を算定した。

しかし、裁判所は、商品(二)の同一利益率27%を適用してそれぞれ同額の33万6,688円と認定した。

これは私見であるが、裁判所は、直接的資料が入手できず、真実に近似した利益額が把握できないものとして、間接的資料と経験則を用いて、比準同業者として同一利益率を事実上の推定により、認定されたもので、実務上妥当なものである。

参考文献

- (1) 竹田 稔著「知的財産権侵害要論第3版」
- (2) 小野昌延著「商標法概説 第2版」
- (3) 今村 隆著「課税訴訟の理論と実務」
- (4) 久保田音二郎編「管理会計」
- (5) 小林健吾著「原価計算総論」

・毛皮製造，販売商標権侵害事件

京都地判平 11(ワ)2574 号 平 13 年 3 月 1 日，知的所有権判決速報 No.314，平 13.7.20 発行

1．要約逸失利益損益対比計算書（逸失利益：商標法第 38 条第 1 項）

| Y | 区分 | 原告主張額 | 被告主張額 | 裁判所認定額 |
|------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|
| | | | | |
| 輸 入 業 者 | 毛皮 1 | | 毛皮 1 | 毛皮 1 |
| | 販売数量 | 2,500 枚 | 合計販売数量 6,000 枚程度 | 2,193 枚 |
| | 販売単価 | 3,317 円 | | 3,317 円 |
| | 1.売上高 | 8,292,500 円 | | 7,274,181 円 |
| | 仕入数量 | 2,500 枚 | | 2,193 枚 |
| | 仕入単価 | 2,210 円 | | 2,210 円 |
| | 2.仕入高 | 5,525,000 円 | | 4,846,530 円 |
| | 3.売上総利益 | 2,767,500 円 | | 2,427,651 円 |
| | 販売数量 | 2,500 枚 | | 2,193 枚 |
| | 物流単価 | 100 円 | | 100 円 |
| | 4.物流経費 | 250,000 円 | | 219,300 円 |
| | 販売数量 | 2,500 枚 | 2,193 枚 | |
| | 物流単価 | 1,007 円 | 1,007 円 | |
| | 5.逸失利益 | 2,517,500 円 | 2,208,351 円 | |
| | 毛皮 2 | | 毛皮 2 | |
| | 販売数量 | 5,000 枚 | 3,645 枚 | |
| | 販売単価 | 1,676 円 | 1,676 円 | |
| | 1.売上高 | 8,380,000 円 | 6,109,020 円 | |
| | 仕入数量 | 5,000 枚 | 3,645 枚 | |
| | 仕入単価 | 1,159 円 | 1,159 円 | |
| 2.仕入高 | 5,795,000 円 | 4,224,555 円 | | |
| 3.売上総利益 | 2,585,000 円 | 1,884,465 円 | | |
| 販売数量 | 5,000 枚 | 3,645 枚 | | |
| 物流単価 | 100 円 | 100 円 | | |
| 4.物流経費 | 500,000 円 | 364,500 円 | | |
| 販売数量 | 5,000 枚 | 3,645 枚 | | |
| 利益単価 | 417 円 | 417 円 | | |
| 5.逸失利益 | 2,085,000 円 | 1,519,965 円 | | |
| 総逸失利益 | 4,602,500 円 | 3,728,316 円 | | |

(注) 本件商品の卸売業者の Y は共同不法行為者として連帯責任

2．単位当り逸失利益計算書（裁判所認定）

| ・販売単価 | 売上高 | 数量 | 構成比 |
|--------|-------------|-------------------------|------|
| 毛皮 1 | 3,317 円 | (7,274,181 円 ÷ 2,193 枚) | 100% |
| 毛皮 2 | 1,676 円 | (6,109,020 円 ÷ 3,645 枚) | 100% |
| ・仕入単価 | 仕上高 | 数量 | |
| 毛皮 1 | 2,210 円 | (4,846,530 円 ÷ 2,193 枚) | 67% |
| 毛皮 2 | 1,159 円 | (4,224,555 円 ÷ 3,645 枚) | 70% |
| ・物流経費 | | | |
| 毛皮 1 | 100 円 | (219,300 円 ÷ 2,193 枚) | 3% |
| 毛皮 2 | 100 円 | (364,500 円 ÷ 3,645 枚) | 5% |
| 単位当り利益 | | | |
| 毛皮 1 | 1,007 円 | (2,208,351 円 ÷ 2,193 枚) | 30% |
| 毛皮 2 | 417 円 | (1,519,965 円 ÷ 3,645 枚) | 25% |
| ・逸失利益 | 単位当り利益 | 数量 | |
| 毛皮 1 | 2,208,351 円 | (1,007 円 × 2,193 枚) | |
| 毛皮 2 | 1,519,965 円 | (417 円 × 3,645 枚) | |

3. 争いのある輸入行為事実

輸入業者の被告 Y は、卸売業 Y の依頼により外国から本件毛皮を引取ったのであって、輸入代行をしているのみであり、商標の使用でなく、被告 Y が本件毛皮を本邦に流通したものであると主張した。

しかし、原告は、被告の行為は商標法上の商標を付した商品の譲渡にあたる輸入行為であると主張した。これに対して、裁判所は、Y が海外業者との売買契約書上買主と表示され、税関手続上も輸入者と取扱われているところから、本件毛皮の取引行為の主体は Y が該当すると認定した。

4. 検討

(1) 損害額推定の利益

裁判所は、商標法第 38 条第 1 項の「利益」の算定につき、いわゆる逸失利益は、粗利益から製造原価ないし、仕入原価及び限界的な変動費用のみを控除すると解するものとして、証拠資料に基づき、毛皮 1 は、単位当たり 1,007 円であり、毛皮 2 は、単位当たり 417 円と認定した。

これは、上述した単位当り逸失利益計算書に示すように、原告が立証した毛皮の利益から構成比率で示すと、毛皮 1 は売上高 (100%) に対して、変動費用は、70% (67% + 3%) で限界利益率 30% となる。

また、毛皮 2 の構成比率は、売上高 (100%) に対して変動費は 75% (70% + 5%) となる。

裁判所は、商標法上の逸失利益の主要事実の収入・経費の具体的事実は、法律上の事実の推定規定 (商標法第 38 条第 1 項) により、原告の証拠資料に合理性があるとの事実認定がされたと解するものである。

(2) 被告の不利益判断の反証証明責任

原告の損害額算定の利益要件事実の推定に対して、被告は、前提事実に対する反証によって推定を阻止する主張・証明責任を負うものである。(商標法第 38 条第 1 項)

Y は、本件毛皮の輸入行為事実が、商標の使用に当たらないとしているところ、同種同規模の輸入業者の販売管理費として含まれている物流経費「10%」費用要件事実に対して、反証事実の証拠として、毛皮のようにかさばるものが多い特殊事情のある配送費および消費者向け広告カタログ、チラシなどの宣伝広告費など寝具卸売業の同業者率から実際に近似した高数値をもって要証事実の変動費用の証拠を提出して、利益の減額を反証することも必要だと思う。

(原稿受領 2001.9.19)

書籍紹介



『解読されたゲノム情報をどう活かすか』

監修：村松正美

編集：林崎良英・岡崎康司・

近藤伸二

発行：(株)東京化学同人刊

B 5 判 150 頁 4200 円(外税)

2001 年には、ヒトゲノムの解読に関して、大きな研究成果の発表がなされたことは記憶に新しい。「21 世紀はゲノムの時代である」ともいわれているが、本書は、近年のゲノムに関連した研究成果及び今後の研究展望を、特許にも言及しつつ、網羅的に、それでいてコンパクトに説明している良書である。本書は、知的財産権を扱う者に、研究者から開示された発明内容を理解するための、また、企業のゲノム関連の特許戦略を知るための指針を与える。本書の特徴の一つとして、ゲノムに関連する情報を発信しているホームページアドレスが数多く掲載されていることが挙げられる。これらは、知的財産権を扱う者にとっても有用な情報ツールである。

(会員 岡田 希子)